

社会福祉法人和光会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和光会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には業務の形態に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第3条 報酬等の額は、次の各号により定めるものとする。

(1) 評議員

職務	日額
評議員会への出席	6,900円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,900円

(2) 理事

職務	日額
理事会等会議への出席	6,900円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,900円

(3) 監事

職務	日額
理事会、監事監査等会議への出席	6,900円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,900円

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬の支給時期は、当該会議及び監事監査等に出席した都度及び法人及び施設業務のために出勤した都度、支給するものとする。

- 報酬は、通貨をもって本人に支給または支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、令和5年6月24日から施行する。